

傷害保険の加入について

学校で加入している日本スポーツ振興センターは、学校管理下での事故災害の場合給付されますが、学童保育所での事故は、対象外となっております。

このため万が一の事故に備え、現在、当法人では、傷害保険を契約しております。この傷害保険は、当法人の業務責任に関係なく支払われるものであり、各人に加入していただき当法人が代表して契約します。学童保育所に来る皆様は、できる限りご加入下さい。

保険料は、4月の保育諸費用と一緒に、郵便口座より引き落とされます。

加入して頂く傷害保険の内容は、下記のとおりです。

記

1. この傷害保険は、児童が学童保育所で保育活動中に傷害を被った場合、並びに学童保育所との往復途中で傷害を被った場合に支払われます。
2. 保険の契約者は、当法人が代表します。
3. 担保条件 (1)学童保育所への往復途中のけが
(2)学童保育所での保育活動中のけが
けがの場合、医師の治療を受け平常の状態に戻るまで
 - ・通院一日につき 1,000円
※ 但し、事故の日から180日以内の通院でかつ90日が限度
 - ・入院一日につき 1,500円
※ 但し、事故の日から180日が限度体が不自由(死亡)になった場合 その程度に応じて
4. 保険料は、1人につき 年額 777円です。
5. 保険料は、変更される事があります。その際には、皆様へ通知致します。

以上



年 月 日

学童保育傷害保険申込書

特定非営利法人

子供の人権を守る市民ネットワーク 理事長 様
住所

保護者名



学童保育傷害保険について、下記のとおり申し込みます。

記

児童名	
学童保育所	しおん学童クラブ
保険料	777円

領 収 書

様

郵便口座より学童保育傷害保険として777円の引き落としが確認されましたので、
領収書を発行致します。

年 月 日

NPO 法人 子供の人権を守る市民ネットワーク
しおん学童クラブ

